

# 役員等報酬基準について

社会福祉法人因明会 定款より

## 第二章 評議員

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員の報酬については、無報酬とする。

## 第四章 役員及び職員

(役員等の報酬等)

第 21 条 役員等の報酬については、無報酬とする。

上記の通り、役員等報酬基準を定める。

社会福祉法人 因明会  
理事長 因野 裕子